

推進計画書（横須賀市）

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施される建築確認手続等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 6 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取り組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する平均所要時間の把握・分析

|       | 確認申請から確認済証交付 |       |      |       |     |       |
|-------|--------------|-------|------|-------|-----|-------|
|       | 確認審査         |       | 適判審査 |       | 計   |       |
|       | 総日数          | 実審査日数 | 総日数  | 実審査日数 | 総日数 | 実審査日数 |
| 適判物件  | 58           | 13    | 26   | 8     | 84  | 21    |
| 非適判物件 | 67           | 18    |      |       | 67  | 18    |

- ・分析対象：平成 22 年 2 月～4 月に確認済証を交付した建築物（4 号物件を除く）
- ・実審査日数：総日数から中断日数を除いた日数

(2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析（適判物件・非適判物件毎）

ア 非適判物件

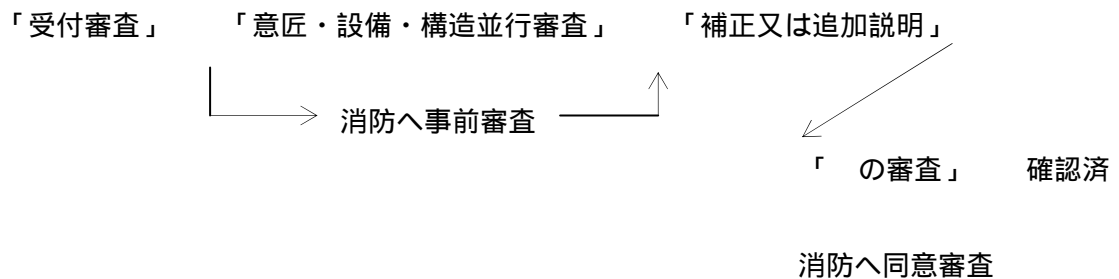
総日数の 75% が申請者等において補正・追加説明書の作成を行っている期間である。

イ 適判物件

総日数の約 75% が申請者等において補正・追加説明書の作成を行っている期間である。

(3) 確認審査の流れ（適判物件・非適判物件前）（消防同意手続きを含む。）

ア 非適判物件



イ 適合判定がある場合

- ・ の審査で意匠審査の集団規定が適合し、意匠図・構造図等の整合性が確認できる場合 終了時点で適合審査に送る。
- ・ の審査で法第 6 条第 13 項通知をした場合 で適合判定審査に送る。

(4) 確認審査の体制

建築主事のもと、区域を分けて意匠・設備審査担当及び構造審査担当が審査を行っている。

(5) 事前相談

申請者等からの求めに応じて、具体的な相談を随時、実施している。

(6) ヒアリング

審査中の指摘事項は、電話、ファックス等により内容の説明を行っている。

(7) 審査担当者会議 審査担当者間の調整

建築主事を中心に審査担当者と意見交換を行い調整している。

(8) 長時間かかっているものの理由

指摘事項に対する補正又は追加説明書の回答に時間を要している。

**3. 建築確認審査の迅速化の目標設定**

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進することを目的とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値 について概ね 35 日以内を目指す。

「不適格通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

**4. 建築確認審査の迅速化のための取組み**

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みについて具体の取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法

- ・確認申請の受付の時点で、記載すべき事項が欠落していないか、図書の整合性がとれているか、法適合上、大きな問題がないか等を、申請書等がチェックしたチェックシート等により確認する。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
  - ・申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
  - ・設計図書の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・確認図書の受付後、意匠審査、構造審査と設備審査を並行して実施する。意匠審査において構造計算に影響を与える等の問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。なお、この場合、確認図書に係るすべての指摘ではない旨を伝達する。
- ・特に適判物件については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」により、積極的に構造計算適合判定審査との並行審査を行うこととする。
- ・補正等の指示を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。

### (3) 審査体制の改善

- ・各行政庁で円滑な確認審査を可能とするため、審査体制の充実について検討する。

### (4) 構造計算適合性判定や消防同意手続との並行審査の具体的方法

- ・適判物件については、審査の手戻りを極力少なくするために、意匠審査や、意匠図・構造図等の整合性審査等を行い、並行審査に支障なければ、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・消防同意についても、消防署と十分な調整や情報交換を行いつつ、並行審査を実施するものとする。

### (5) 建築確認円滑化対策連絡協議会等における意見交換

- ・神奈川県行政連絡協議会、建築確認円滑化対策連絡会議に参加し、設計者、県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

### (6) その他確認申請手続きの迅速化のための取組み

- ・建築指導課長が、物件毎の審査状況の進捗を把握するとともに、目標を達成できるよう、審査体制や審査方法について随時改善を図る。

## 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体の取り組み方針を以下のとおり定める。

### (1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。

### (2) 各特定行政庁及び指定確認検査機関におけるHP等、一般から苦情を受け付ける窓口の設定

- ・HP上に審査に係る苦情を受け付ける窓口を設定する。また、電話による苦情受付の連絡先につ

いても HP に明示する。

- ( 3 ) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備
  - ・寄せられた苦情については、建築指導課において1ヶ月間に一度の頻度で整理し、建築指導課長の下に実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うものとする。
- ( 4 ) 審査員への指導等の取組み方針
  - ・建築指導課長が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。
- ( 5 ) その他審査バラツキ是正のための取組み
  - ・日本建築行政会議、神奈川県建築行政連絡協議会等を通じて、確認審査にあたっての運用の明確化を図る。

## 6. その他

- ( 1 ) 推進計画書の公表方法
  - 横須賀市のホームページに掲載
- ( 2 ) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施
  - 横須賀市と地元の建築関係団体とで年8回意見交換を実施している。